

令和5年度

燃料電池自動車モデル導入費補助金

申請の手引き



岩手県

令和5年8月

1 事業の目的

燃料電池自動車の利活用の推進を図るため、市町村等(市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。)、その他の法人(地方公共団体及び独立行政法人を除く法人をいう。)及び個人事業者が燃料電池自動車を導入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 予算

9,000千円(900万円)

※ 本事業は、他の国や市町村の補助金を併用することが可能です。

3 公募期間等

(1) 公募期間

令和5年12月15日(金)まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参で提出してください。

(3) 提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県 環境生活部 環境生活企画室 グリーン社会推進担当

(4) 書類の不備等があった場合は受付できませんので御留意願います。

4 交付決定

公募期間内の申請について、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、本事業は先着順で受付を行います。

5 補助対象者

(1) 市町村等(市町村、一部事務組合及び広域連合)

(2) その他の法人(地方公共団体及び独立行政法人を除く法人)

(3) 個人事業者

6 補助対象経費、補助要件及び補助率等

(1) 補助対象経費

車両本体価格(ラッピング費用を含む。消費税及び地方消費税額を除く。)

(2) 補助要件

(ア) 国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる燃料電池自動車であること。

(イ) 自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が岩手県内にあること。

(ウ) リースの場合は、リース会社が申請者となり、リース期間は原則処分制限期間以上であること。リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。

(エ) 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。

(オ) 燃料電池自動車の車両本体にラッピングを施すこと。

(3) 補助率等

定額(上限1,000千円)

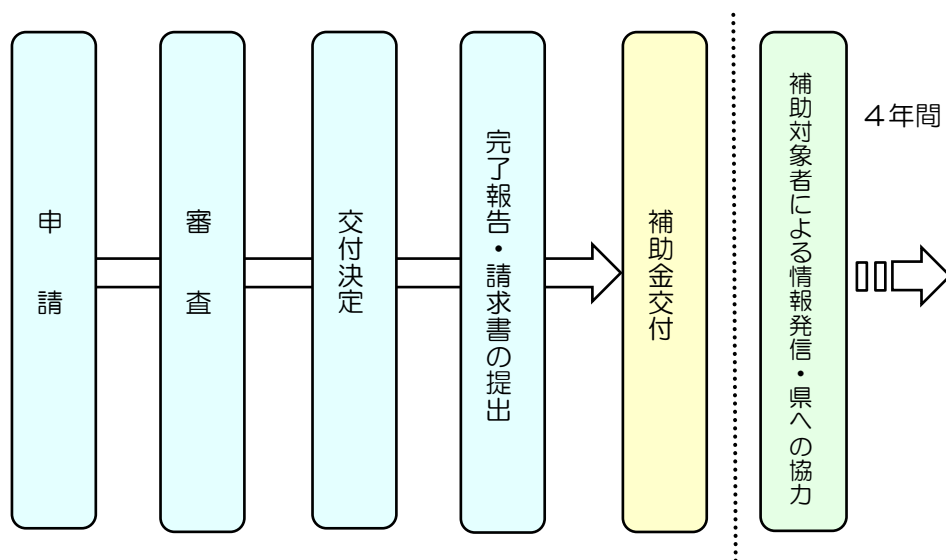
7 ラッピングについて

- (1) ラッピング実施前までに、デザイン等について、県の確認を得てください。
- (2) ラッピングには、「FCV」または「燃料電池自動車」の記載を必須とします。なお、その他、燃料電池自動車の普及に資するデザイン等を施すことを妨げません。
- (3) 文字の大きさは、1文字あたり概ね150mm×150mm以上とし、「FCV」については英字表記、「燃料電池自動車」については常用漢字で記載してください。なお、書体及び文字色についての指定はありませんが、普及目的のラッピングであることから、視認性に優れた書体及び文字色とします。
- (4) ラッピングを施す箇所は、車両の各側面及び後部とし、著しく低い位置でのラッピングを避けてください。なお、車両前面へのラッピングを妨げるものではありません。

8 事業の流れ、申請方法等

- (1) 事業の流れ

【事業フロー】



- (2) 申請方法等

① 申請

以下の書類を提出します。

ア 提出書類

- ・ 燃料電池自動車モデル導入事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 登記事項証明書(全部事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書))
(原本)
- ・ 県税納税証明書(県税について未納の額が無いことの証明書)(原本)
- ・ 役員等氏名一覧表(様式任意)
- ・ 貸与料金算定根拠明細書(様式任意、申請者がリース事業者の場合)
- ・ その他必要な書類

イ 提出期限

3 (1) に記載する公募期間を必ずご確認ください。

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送又は持参で提出してください。

② 対象設備導入に係る業者との契約

ア 事業の変更

事業を変更（中止・廃止等を含む）する場合は、燃料電池自動車モデル導入事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を変更（中止、廃止）の理由が生じた日から30日以内に県へ提出する必要があります。

【注意】

次に掲げる事項が生じた場合、事業の変更（中止・廃止）承認申請を行う必要があります。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減（補助額の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 申請時からの機器仕様の変更（ただし、申請のあった補助事業の目的や効果を損なわないものに限る。）
- (3) その他知事が必要と認めるもの

※ 事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかに県へ報告し、その指示に従ってください。

※ 設備、経費、施工時期などが、当初の予定と変わることが判明した場合は、速やかに県へ報告し、その指示に従ってください。

③ 請求書の提出

次の書類を揃え、提出します。

ア 提出書類

- ・ 燃料電池自動車モデル導入事業費補助金交付請求書（様式第3号）
- ・ 燃料電池自動車の購入に係る支払い義務額を支払ったことを示す書類（領収書等）の写し
- ・ 燃料電池自動車の購入に要する経費の内訳が確認できる書類（明細書等）の写し
- ・ 燃料電池自動車の購入に係る契約が確認できる書類（契約書等）の写し
- ・ 導入した燃料電池自動車の自動車検査証の写し
- ・ 補助金振込口座の通帳の写し
- ・ 導入した燃料電池自動車等の写真
- ・ その他必要な書類

イ 提出期限

事業完了日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月8日のいずれか早い日とします。

【注意】

上記の提出期限を越えた場合、補助金が交付されない場合があります。提出期限は厳守してください。

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送又は持参で提出してください。

④ 補助金の交付

県は、書類が提出され、内容を審査し、適正であると判断された場合、補助金を交付します。

9 事業の実施後の留意事項

(1) 効果の情報発信及び県事業への協力等（要綱第6）

補助事業者は、県が実施する燃料電池自動車に係る普及啓発活動に協力するよう努めるものとします。

(2) 立入検査等（要綱第7）

知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがあります。

(3) 財産の処分に係る制限の期間（要綱第9）

補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数期間中は財産処分の制限があります。減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する償却期間は4年です。

(4) 書類の整備等（要綱第10）

補助事業者は、補助事業に係る書類を整備し、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければなりません。

(5) 補助事業完了後の報告義務（要綱第11）

補助事業者は、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して4年間、車両によるPRの状況を燃料電池自動車モデル導入事業報告書（様式第4号）により、毎年6月末日までに知事に報告しなければなりません。

<問合せ・申請先>

岩手県環境生活部環境生活企画室 グリーン社会推進担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話：019-629-5349 FAX：019-629-5334 E-mail：AC0001@pref.iwate.jp